

青森県観光情報サイト「AmazingAOMORI」特集記事制作業務に係る企画提案公募要領

1 趣旨

本県へのより一層の観光客誘致及び観光消費額の拡大を図るため、青森県観光情報サイト「AmazingAOMORI」へ青森県の魅力を伝える特集記事を掲載することとし、その記事制作に係る業務について、広く企画提案を募集し、総合的な審査により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

青森県観光情報サイト「AmazingAOMORI」特集記事制作業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月25日（火）まで

4 採択者数、予算上限額

1者 1, 800千円（消費税及び地方消費税込み）以内

5 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

6 参加表明

(1) 参加しようとする者は、「参加表明書（様式1）」を作成し、下記に掲げる書類を添えて、「13 提出先・問い合わせ先」まで郵送又は電子メールにより提出すること。

① 法人等の概要、組織図、役員名簿

② 定款又はこれに代わるもの

（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）の写し

③ 直近の事業報告書及び収支決算（見込）書

- (2) 提出期限
令和6年6月10日（月）17：00
なお、提出された資料は返却しないものとする。

7 質問及び回答について

- (1) 質問方法
質問がある場合、「質問票（様式2）」を用い「13 提出先・問い合わせ先」まで、電子メール又はFAXにより提出すること。
- (2) 提出期限
令和6年6月10日（月）17：00
- (3) 質問への回答
参加表明書を提出した者全員に、令和6年6月12日（水）までに電子メールにより回答する。（回答受信後は、その旨について必ず連絡をすること。）

8 企画提案書等

提出書類は以下のとおりとする。

- (1) 企画提案書
- ① 仕様：仕上りを日本工業規格A4版とする。縦使い・横使いは問わない。
 - ② 提出部数：6部（原本1部、写し5部）
 - ③ 下記項目について、企画提案内容を記載すること。
 - ア 特集記事制作の方針
 - イ 特集記事の制作数及びタイトル並びに内容
 - ウ 特集記事のダミー画像入りラフ原稿（提案する特集記事の中から1本）
 - エ 特集記事制作のスケジュール
 - オ 業務運営体制
 - カ 類似の業務実績
- なお、企画提案にあたっては、「青森県観光情報サイト Amazing AOMORI」へ掲載している特集記事等の内容を考慮すること。
- (2) 経費見積書（総額及び内訳を記載すること。総額は消費税込みの額とすること。）
- (3) 提出期限
令和6年6月26日（水）17：00
- (4) 提出場所及び提出方法
持参又は郵送にて「13 提出先・問い合わせ先」まで提出すること。
- (5) 企画提案の辞退
参加表明書提出後、提案を辞退する場合は、速やかに提案辞退届（様式任意）を提出すること。
なお、提出期限までに企画提案書類の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。

9 審査

- (1) 審査の方法
審査基準に基づく書面審査を行い、最優秀提案者を選定する。
- (2) 審査結果の通知
審査結果は全ての提案者に令和6年7月1日（月）までに文書（電子メール）により通知する。

1 0 契約手続

企画提案書が選定された業者は、随意契約の相手方となり、契約の協議が整い次第、見積書を徴収する。

1 1 その他の留意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語とする。
- (3) 企画提案書等の提出後の修正または変更は原則として認めない。
- (4) 提出された書類等に虚偽の記載がある場合は、当該提案を無効とする。
- (5) 委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (6) 委託業務を履行するに当たり、個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月24日青森県条例第57号）を遵守し、適切に管理すること。
- (7) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、別途協議して定める。

1 2 企画提案公募スケジュール

	日時	内容
①	令和6年6月3日（月）	公示
②	令和6年6月10日（月）17時	参加表明書提出期限
③	令和6年6月10日（月）17時	企画提案書作成に関する質問等の提出期限
④	令和6年6月12日（水）	質問回答送付（全参加へ回答）
⑤	令和6年6月26日（水）17時	企画提案書等提出期限
⑥	令和6年7月1日（月）	審査結果通知

1 3 提出先・問い合わせ先

〒030-0803 青森県青森市安方1-1-40 青森県観光物産館8階
公益社団法人青森県観光国際交流機構 観光産業振興グループ（担当：永田）
TEL：017-722-5080／FAX：017-735-2067／E-mail：haruno_nagata@aomori-kanko.or.jp